

避難している皆さんの生活再建にむけて

～平成27年度の支援事業～

福島県では、避難している皆さんが今後の見通しを立て、前に進んでいけるよう、一人ひとりの実態に応じた帰還や生活再建につながる取組みを進めていきます。

今回は、避難者の相談・心のケア、住宅、子育て支援などに関する県の新年度事業をご紹介します。



新たな動きを中心に
お伝えします。

見守り・相談・心のケア

避難している皆さんの悩みや不安に対し、見守りや相談体制を強化し、皆さんのニーズに応じたきめ細かな対応をしていきます。また、子育て世帯に対する心のケアの充実に努めるほか、県外における心の健康に関する相談先を確保していきます。



生活支援相談員・復興支援員の拡充

応急仮設住宅や借り上げ住宅の戸別訪問による見守り・相談対応を充実させます。



戸別訪問(生活支援相談員)



交流会の様子(復興支援員)

県内 「生活支援相談員」を現在の約200名から約400名に増員し、復興公営住宅入居者のコミュニティづくりを担う「コミュニティ交流員」とも連携してきめ細かに支援します。

県外 「復興支援員」を現在の埼玉・東京・千葉・神奈川に加えて茨城・栃木・群馬・山形・新潟に新たに配置します。

☎ 024-521-7322 (生活支援相談員) 避難者支援課 ☎ 024-523-4157 (復興支援員)
☎ 024-521-8618 (コミュニティ交流員) 生活拠点課

ふくしまの今とつながる相談室「toiro」

電話相談
対面相談

相談窓口の
紹介



ふくしまの今を伝える 人材の派遣

- 避難者を対象に、様々な相談や問い合わせに対応しています。
- 相談員を増員し、相談体制の充実を図ります。

相談ダイヤル

☎ 024-573-2731

(毎週月・水・金:10時～17時) ※祝祭日を除く
▶ 運営: 一般社団法人ふくしま連携復興センター

子どもの心のケア事業

- 被災した児童や保護者等に対する心のケアを行います。
- 乳幼児を持つ保護者の不安解消のためのグループミーティングを新たに実施します。
- 県外に避難している子育て家庭や、避難先から戻ってきた親子が交流する場づくりを行います。



☎ 024-521-7174 児童家庭課

県外の心のケア相談窓口

- 県外における心のケアの拠点を9都府県に設置しています。
- 今後も新たな窓口の設置に向け、関係機関と調整を進めていきます。



☎ 024-521-8204 障がい福祉課

福島県が発行する「ふくしまの今」は、県内に居住している皆さま、福島県内外に避難されている皆さま、そして被災者・避難者支援に携わる多くの皆さまへ、避難者支援の状況や福島県の復興への動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。

故郷とあなたをつなぐ情報紙



vol. 30

2015年3月25日

発行: 福島県避難者支援課 ☎ 024-523-4157

※この広報紙は「クウェート救援金」を財源として発行しています。

ふくしまの四季

～三春の滝桜(三春町)～



春

住宅支援

復興公営住宅の整備について、あらゆる手段を講じて整備期間の短縮を図り、一日も早い入居を目指します。また、住居の再建や改修などの支援に対しても引き続き力を入れていきます。



復興公営住宅のイメージ

復興公営住宅の第3期募集が始まります!

4月1日(水)～5月29日(金)まで受付

福島県では、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる復興公営住宅を4,890戸整備します。このうち、今回は第3期分として、1,349戸の入居者を募集します。なお、次回の第4期募集は平成27年秋頃の予定です。

今回募集する団地の所在地

福島市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、南相馬市、三春町

募集する住宅の詳細、対象者や申込方法などについては、こちらにお問い合わせください。詳しい資料をお届けします。

復興公営住宅 入居

検索

☎ 024-522-3320 福島県復興公営住宅入居支援センター



住宅の再建・改修等の支援

住宅復興マッチングサポート事業

住宅の建て替えや改修等を希望する避難者等からの要請を受け付け、被災地等で不足している工務店等を検索・紹介する窓口を新たに設置します。



空き家・ふるさと復興支援事業

県内の空き家を購入または賃借し、自ら居住するために行うリフォーム等に補助金を交付し、空き家の活用を推進します。

森と住まいのエコポイント事業

県産木材を使用して木造住宅を新築、増改築、購入した建築主に対して、県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付します。

☎ 024-521-7528 建築指導課

出産・子育て支援

出会い、結婚から子育てまで切れ目のない総合的な支援を行っていくほか、出産、子育て、教育など各段階に応じた支援に取り組むことで、安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備を目指します。



結婚から子育てまでみんなで支える環境整備

- 結婚・子育て相談のワンストップ窓口「(仮称)ふくしま結婚・子育て応援センター」を設置し、若者や子育て世代をスムーズに支援します。
- 顔の見える身近な相談相手である「世話やき人」の活動を支援します。

☎ 024-521-7198 子育て支援課

新「ファミたんカード」の配付

- 18歳未満の子どもとその家族が対象の「ファミたんカード」の有効期限が平成27年3月で切れます。
- 新しいカードを配付していますので、避難先の市町村(県外避難の場合は住民票がある市町村)へ申請してください。

☎ 024-521-7198 子育て支援課

特定不妊治療費助成事業

- 体外・顕微授精について、国の助成に県が独自に助成額を上乗せします。
- 新たに男性不妊治療費の一部についても助成を行います。

☎ 024-521-7174 児童家庭課



子どもがふみだす ふくしま復興体験応援事業

子どもたちが主体となり、避難者との交流活動やふくしまの復興を県内外に発信するなどの社会体験活動に関する補助事業を新たに開始します。

☎ 024-521-7799 社会教育課

避難している皆さんへの情報提供

帰還や生活再建に向けた様々なニーズに応えるため、広報誌等の送付や、県職員による相談対応などを通じ、本県の実情を正確に伝えていきます。

情報提供の主な内容

- ・地元紙「福島民報」「福島民友」の送付
- ・避難元自治体の広報誌等の戸別送付
- ・本紙「ふくしまの今」が分かる新聞の発行

地元紙の閲覧可能な施設は避難者支援課のWEBサイトをご覧ください。

福島県 避難者支援課

検索

☎ 024-523-4157 避難者支援課

平成27年度から組織が改編されます

- 避難地域復興局と避難者支援課・原子力損害対策課が統合します
市町村と一体となって、避難地域の復興や帰還支援、県内外の避難者支援、原子力損害賠償等に関する施策を進めます。
- 「こども未来局」の新設
本県の未来を担う子どもや青少年の育成を一体的に進めます。

常磐自動車道 待望の全線開通

平成27年3月1日、常磐自動車道が全線開通し、埼玉県から宮城県までの総延長約300kmを結びました。富岡町の常磐富岡IC付近で行われた開通セレモニーでは、安倍首相や内堀知事、浜通りの市町村長、沿線の住民代表などが出席し、開通を祝いました。



新たに開通した区間
常磐富岡IC～浪江IC間



■ 帰還困難区域内の自由通行(大熊町)

2月28日から、大熊町の帰還困難区域内の以下の区間が、通行証がなくとも24時間通行ができるようになりました。

対象区間

- (1) 国道288号(中屋敷ゲート-いわき浪江線との交差点)
- (2) 県道いわき浪江線(国道288号との交差点-野上橋ゲート)

対象車両

自動車のみ ※自動二輪、原動機付自転車、軽車両及び歩行者は通行不可。

国道288号と県道いわき浪江線を通り、郡山・田村方面と常磐富岡ICとの行き来ができるようになりました!



- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域

原子力損害賠償

避難指示区域内の持ち家にお住まいであった方の
住居確保に係る費用等の賠償請求手続きに関するQ&Aについて

第28号と第29号に引き続き、昨年実施した「住居確保損害の賠償に関する説明会」における質疑への国や東京電力の回答について紹介します。
なお、当該賠償の対象となる避難指示区域とは、帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域(解除された区域を含む)を指します。



Q1 事故時点は父が所有する住居に父と子が一緒に住んでいましたが、避難後は世帯を分離し、父と子がそれぞれの移住先で住宅を購入しました。賠償上限金額の範囲内であれば、これらの費用は対象となるのでしょうか、請求は誰がするのですか。

A 住居確保に係る費用の賠償は、元の住居の所有者から請求していただきます。したがってこの場合は、お父様がまとめて請求することになります。

Q2 事故時点、宅地と建物は母が所有していましたが、住んでいたのは子でした。住居確保に係る費用の賠償は、所有者である母と住んでいた子のどちらが請求するのですか。

A 所有者が住んでおらず所有者の推定相続人が住んでいた場合には、住んでいた方の同意を得た上で、所有者から請求していただきます。したがってこの場合は、お子様の同意を得た上で、お母様から請求することになります。

Q3 事故時点の住居は、夫と妻が宅地と建物を共有し、持ち分割合は2分の1ずつでした。移住先で住宅を購入するに当たり、夫と妻それぞれの財物賠償金額を合算した上で、賠償上限金額を算定することはできますか。

A 基本的には、住居確保に係る費用等の賠償についても、財物賠償と同様に所有者ごとにお支払いをさせていただくこととなりますが、共有資産についてそれぞれの賠償上限金額をまとめたということであれば、共有者(各々)の同意を得ていただければ可能です。なお、同一の地番に所在する複数の資産をそれぞれが所有されていた場合も同様の取扱いが可能です。

Q4 事故時点の住居は自身の名義でしたが、移住先で新たに取得した住居は家族で共有名義にしました。登記や領収証の名義は共有のためバラバラですが、賠償の対象となりますか。

A 領収証に関しては、必ずしも所有者名義でなければならないということはなく、事故前にお住まいだった住居の世帯構成員あるいは共有者の名義であれば対象とさせていただきます。また、新たに購入した宅地や建物の登記名義によって賠償の可否は判断しないため、登記名義は確認しません。

※新たな住居の名義人が、元の住居の所有者でない場合、贈与税の対象となることがあります。その取扱いについては、震災特例による非課税制度もありますので、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。



住居確保に係る費用等の賠償の請求手続きについては、下記の東京電力株式会社ご相談専用ダイヤルにお問い合わせください。

- 東京電力株式会社 福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル ☎ 0120-926-596(毎日 9時~21時)
- 福島県(原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口) ☎ 024-523-1501(平日 8時30分~17時15分)

地域の再生に向けた動きを伝える

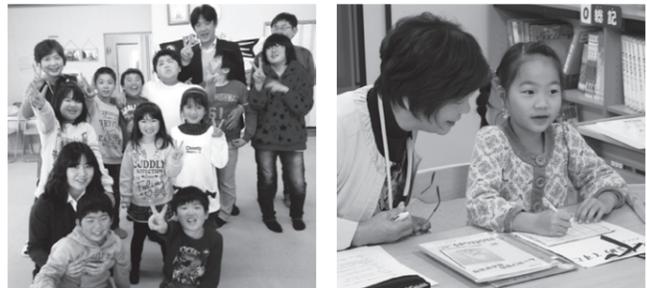
「ふるさとの今」

このコーナーでは、再生に向かうふるさとの現在の様子をご紹介します。今回は、双葉町からのレポートをお届けします。

双葉町 「ふたばっ子教室」で学ぶ喜びを

仮設住宅での学習支援事業に取り組んできた双葉町では、いわき市で再開した町立幼小中学校仮設校舎において、平成26年11月から放課後教室「ふたばっ子教室」を始めています。これは、福島県教育委員会が県内38市町村(118教室)に整備を進めている事業を活用したものです。

教室の開講以来、一人ひとりに合わせた学習指導や子どもたち同士の交流イベントなどが行われており、双葉町の子どもたちは安全・安心な環境の下、学習を通してわかるようになった喜びを存分に味わっています。



前号記事「医療費一部負担金免除」における「対象者」についての説明

ふくしまの今がわかる新聞vol.29の上記記事(vol.29裏面左上)について、以下のとおり説明を補足します。

補足説明 ※2「上位所得層」とは、所得の合算額が600万円を超える世帯です。」とありますが、その判定は、前年の所得をもとに7月31日に行われる予定です。

問 県庁 国民健康保険課 ☎024-521-7203

全国で開催される交流会情報などはこちらのWEBサイトで!

全国に避難されている方々のための地域情報サイト

避難されている方々へ 検索

携帯からもご利用できます。

「ふくしまの今がわかる新聞」バックナンバーはこちら

福島 今がわかる新聞 検索

県外で避難者支援を行う団体へ助成します

福島県外に避難されている方々を対象に支援活動を行う福島県外の団体に対し、その経費の一部を助成します。

助成の対象となる事業(主なもの)

- 避難者交流サロン運営事業
- 避難者交流会開催事業
- 避難者からの相談受付事業
- 避難者宅の訪問等による見守り事業

助成金額 1事業ごとの上限額 50万円

※避難者の帰還や生活再建を目的として実施する「戸別訪問」や「福島の現状を見てもらうバスツアー」を実施する場合は100万円を上限。

助成対象者(下記ア・イのいずれか)

- (ア) 福島県外の避難者支援団体
- (イ) 福島県外の自治体と避難者支援団体を構成員とした福島県外の協議体

募集期間 平成27年3月20日(金)~4月17日(金) ※当日消印有効

募集要領や申請様式などは、福島県庁避難者支援課のWEBサイトからダウンロードしてください。

ふるさとふくしま帰還支援 検索

問 県庁 避難者支援課 ☎024-523-4157

住まいの復興給付金

東日本大震災で被災した住宅の被災時の所有者が、消費税率8%時に、住宅を新築・購入、または補修し、その後居住する場合に、最大約90万円(新築・購入時)の給付を受けることができます。対象は平成31年6月までに引き渡された住宅で、申請期間は引き渡しから1年です。

対象となる被災住宅(東日本大震災により被害が生じた住宅)

- 罹災証明書で「全壊または流出」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床上浸水※1」の認定を受けた住宅
- 原子力災害による避難指示区域※2等内にある住宅

※1 建築・購入の場合は被災住宅を取り壊していることが必要。
※2 避難指示区域、避難解除区域、特定避難勧奨地点(解除された地点を含む)のことをいう。

4月17日(金)・18日(土)に、いわき市にて住まいの復興給付金の個別申請相談会を行います。詳細は、下記のコールセンターが復興給付金のWEBサイトにてご確認ください。

復興給付金 検索

問 住まいの復興給付金事務局
コールセンター(受付時間:9時~17時/土・日・祝日含む)
☎0570-200-246(有料)

ふくしまデスティネーションキャンペーンがはじまります!

ふくしまDCの開催時期 平成27年4月1日(水)~6月30日(火)

国内最大級の観光キャンペーンである「ふくしまデスティネーションキャンペーン(ふくしまDC)」の期間中、県内ではさまざまな観光メニューをご用意して全国の方々をお迎えます。

問 福島県観光復興
キャンペーン委員会
(福島県観光交流課内)
☎024-521-7398

ふくしまDCの3大周遊企画も開催中!

歴史+街なか巡り いくつつけられる?

リアル宝探しイベントin福島 コードF-5
3月20日(金)~9月27日(日)

福島県内の30エリアを舞台にした宝の地図を手がかりに、エリア内に隠された宝箱を探そう!
※一部エリアは4月17日(金)から開始

花巡り

花の王国ふくしま
キピタンフラワー
スタンプラリー2015
3月21日(土)~6月30日(火)

福島県内218箇所の花の名所にあるスタンプを集めよう!

食・温泉巡り

福が満開、福のしほ。
プレゼント&クーポン
キャンペーン2015
1月9日(金)~12月31日(木)

福島県内1033施設が参加。宿泊施設や観光施設などを巡ってポイントを集めよう!

編集後記

4度目の春とともに、本紙も30回目の発行を迎えました。これまで皆さまにご覧いただいた感謝の思いとともに、年月の長さを実感しています。ふと目をやると、白い季節を耐え抜いた桜のつぼみが新たな季節へ希望を膨らませ、淡く力強い花を咲かせようとしています。今年も桜を見上げながら、昨年よりも温かな復興の風を感じたいです。【ハル】